

○丹波市男女共同参画審議会設置条例

平成30年 3月 8日
条例第 5号

(設置)

第1条 丹波市における男女共同参画社会の形成に関する施策について、総合的かつ効果的に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、丹波市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議し、意見を述べること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体から推薦を受けた者
- (3) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、まちづくり部において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条第2項第3号に規定する公募の方法による委員の選任に関し必要な手続きは、この条例の施行前においても行うことができる。